

板倉町告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成26年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月6日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成26年6月10日

2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員（12名）

1 番	森	田	義	昭	君	2 番	今	村	好	市	君
3 番	荒	井	英	世	君	4 番	川	野	達	也	君
5 番	延	山	宗	一	君	6 番	小	森	谷	幸	雄
7 番	黒	野	一	郎	君	8 番	市	川	初	江	さん
9 番	青	木	秀	夫	君	10 番	秋	山	豊	子	さん
11 番	荻	野	美	友	君	12 番	野	中	嘉	之	君

○ 不応招議員（なし）

平成26年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年6月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 同意第 2号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 報告第 1号 平成25年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 平成25年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について
- 日程第 7 報告第 3号 平成25年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について
- 日程第 8 報告第 4号 平成26年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
- 日程第10 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第11 議案第22号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第23号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第14 請願第 1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願について
- 日程第15 陳情第 1号 町道7114号線の拡幅整備について
- 日程第16 陳情第 2号 町道7120号線の拡幅整備について

○出席議員（12名）

1 番	森	田	義	昭	君	2 番	今	村	好	市	君	
3 番	荒	井	英	世	君	4 番	川	野	辺	達	也	君
5 番	延	山	宗	一	君	6 番	小	森	谷	幸	雄	君
7 番	黒	野	一	郎	君	8 番	市	川	初	江	さん	
9 番	青	木	秀	夫	君	1 0 番	秋	山	豊	子	さん	
1 1 番	荻	野	美	友	君	1 2 番	野	中	嘉	之	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	栗	原	実	君	
教	育	長	鈴	木	優	君

総務課長	鈴木	渡君
企画財政課長	小嶋	栄君
戸籍税務課長	根岸 一	仁君
環境水道課長	荻野 恭	司君
福祉課長	小野田 博	基君
健康介護課長	落合	均君
産業振興課長	橋本 宏	海君
都市建設課長	高瀬 利	之君
会計管理者	山口 秀	雄君
教育委員会 教務局長	多田	孝君
農業委員会 農事務局長	橋本 宏	海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸 光	男
庶務議事係長	伊藤 泰	年
行政安全係長兼 議会事務局書記	小林 桂	樹

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（野中嘉之君） おはようございます。

ただいまから告示第46号をもって招集されました平成26年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。本日、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りまして、まことにご苦労さまであります。

6月5日前後に関東地方も梅雨入りをされたようでありまして、前線の活発化によりここ二、三日、大雨が続いていることで、当町として終盤戦に入っている田植えあるいは始まりつつある麦刈り等も足踏みをしている状況であります。5月下旬からは早々と夏日、真夏日も続きまして、この地域全国的にも最も暑い地域ということが、いよいよ3年、4年、このところ見まして定着してしまったようでもあります。このところ梅雨の気候ということで心地よい温度ではあるわけであります。今年は、温暖化に加えてエルニーニョ現象も加わるとのことから、日本列島北冷西暑、中、平年並みとの長期予報が大方の見方であるようであります。6月に入ってから北海道の真夏日が観測史上初めて記録される等々、そういった大方の予想の長期予報の中でも首をかしげる状況も片やあることから、その正確性についても慎重に見守るべきとの意見もあるようであります。

さて、4月1日より導入された消費税8%であります。年度末における駆け込み需要の反動も、職種によつての違いはあるようですが、おおむね推定の範囲内で移行しているようであります。また、アベノミクスについては、先々感に明るさが見える中、第3の矢と言われた規制構造改革についての踏み込みにやや期待外れの論評がある中、その不足面に対して積極的な取り組みの姿勢がうかがえる状況との好評価が多数であるように見受けられます。

しかしながら、原子力政策の方向性あるいは集団的自衛権の近々山場が来そうな感じもしますが、議論のあり方、あるいは近隣諸国外交等における強権的姿勢の是非については、国論を二分する状況にあらうかと思ひます。与党がさきの選挙で圧倒的多数を得たとはいえ、得票率から見ましても全て無条件で国民が今の政権に託したわけではなく、一例を挙げれば、違憲無効判決により求められている定数は正改革においては、公約ではその実現までは2割カットを続けるとしていたものを、国民との約束を裏切る形でもとに戻してしまったり、正面からでは成立に疑義な法案は閣議決定で進めようとする姿勢等、言行不一致が目立ち始めており、成熟した国家、丁寧な議論や公約を守る政治の実現を内閣、野党も含めた国会議員全体に強く求めたいと思うところであります。特に新感覚に期待をされて当選された若手と称される国会議員の無力さを強く

感じるこのごろであります。

そして、不信感を醸成する、そういった傾向を許してしまっている我々国民の側の無責任さも重大であろうと思います。選挙そのものが違法や無効との判決が続出する中、約束したものをやらず、公約にないものを多数を盾に決めてしまおうという姿勢に対して、怒りも何の反応も示さない一般国民。このような現状の日本を民主国家、成熟国家などと思っている我々国民自身が、いささか恥ずかしさを共有しなければならないと思うところであります。

県政におきまして、高崎競馬場跡地利用に関する概算300億円、280億円とも言われるコンベンション施設建設について、必要性の根拠、調査方法、調査結果の内容、積算推計の甘さ等、県議会から異論続出の報道が、私にすると朗報であります。報道がされましたが、このことに対する執行部の答弁である再調査、再検討の余地ありとの姿勢も甚だ疑問なものでありまして、チェック機能が働かなければどうなっていたのかと思わざるを得ないのは、県民の中で私ばかりではないのではないかと思うわけであります。

これと比較できるかどうかは別として、一方で放射性廃棄物の処理施設建設については、肝心の県議会の議論、考え方は余り報道もされませんし、議論している様子もございません。しかし、首長は既に数回も寄せられているという現実があります。一方、ただいま申し上げました県を代表する、あるいは正否が今後の県政に大きな影響を与えるかもしれない多額な施設の建設には県内首長は蚊帳の外でありまして、執行部と県議会だけの議論で充分などと思っているとすれば、県民無視の評価は免れないのであらうと思っております。あくまでも民主的手順を踏んで、広く意見をとの原則はどこへいったのであらうかと、これも疑問視せざるを得ません。

26年度町行政もはや2カ月が過ぎました。4月1日付人事異動で最高位である課長職11人中7名の新任、転補の異動を行いました。全体的には小規模人事と言える中で、管理、監督、指導、率先垂範、責任の面で最も重きを置く立場の異動が約7割近くにあったわけでありまして、そういう面でいささかの心配がありましたが、事務引き継ぎ等しっかりしていただいたことにより、各課長とも真剣に全力で対応ができていうように感じておりまして、順調な事業取り組みになっていると私自身は分析をいたしております。

そのような中、今年度は明けて27年2月1日が町制施行60周年に当たりますことから、それに向け6月6日に60周年記念事業検討委員会、総務課担当であります。初会議を行わせていただきました。ちなみに、現在企画調整係プラス若手有志職員による遊水地重要文化的景観利活用検討会議、あるいは幼小中PTAあるいは老人会等々も含めた関係者代表による行政区再編検討委員会、それも総務課担当。あるいは、子ども・子育て支援会議、福祉課、板倉町立学校適正規模・配置検討委員会、教育委員会等を既に立ち上げ、議論を始めていただいております。さらに、これは仮称であります。元気年齢伸長対策委員会とでもいいかもしれません。健康介護課、福祉課、教育委員会の担当による立ち上げも指示、準備に入っております。いずれも少子高齢化やその他の時代の流れにより、町民参加を必須条件にしながら、ソフト事業ではありますが、今日の象徴的な課題に間口の広さを伴いながらその対応が迫られておりまして、男女各年代層を代表する方々に参加し、議論をいただきながら、その実行に向け対応すべく現在進めておるところであります。

ここ二、三日、冒頭でも述べましたように、梅雨入りと同時にかなりの雨量に当地域も見舞われております。当然担当職員泊まり込みによる排水機場運転も稼働させております。今議会終了後、6月22日に水災害を想定した町防災訓練も計画いたしております。しかし、本当のところを申し上げますと、3年あるいは4

年と経過するうちに逆のマンネリ化が進むのではないかという心配があります。練習は本番のつもりでという言葉がありますが、町民の皆さんの自助の盛り上がりが最も大前提、最も必要であるにもかかわらず、模擬訓練のハードルを上げていくにも限界がありますし、また予告なしに突発的に昼夜も考えずの実践に近い訓練は、理論的には可能でありますし、やるべきだと思っておりますが、これにもなかなか難しさがあります。

万が一のとき、各行政区防災班といいたしましょうか、の日ごろの受け身の姿勢、これでよいのかということではありますが、これに加えて、そういった自主的な形に加えて、こうすべき、ああすべき、そして話し合い、集団で行動に移すという自問自答の姿の追求こそが最も必要と思っております、さらに東西南北各地区における、あるいは各行政区において細部の訓練といいたしましょうか、対応方法は決して同じではないことを含め、全て行政任せにはならないということも含め、地域のリーダーたる議員さんにもぜひ地域の中心となってそういった根本的な啓蒙を、啓蒙に対してお力添えをいただきたいというふうにも考えております。

行政といたしましては、反省を踏まえつつ、一步一步進めてまいりたいと思っております、22日には職員には初めて4時台に、恐らく自宅を出るときには3時ちょっと過ぎにはもう出るというような、夜中ではありませんが、そういう体制を敷き、いわゆる町民の皆さんには7時ということではありますが、その何時間前かにもう役場は始動を始めると、訓練に向けてという、一步一步進めております。そういうことで、今後ともいろいろご協力をお願いさせていただきたいと思っております。

本定例会、14議案のご審議をお願いするわけではありますが、ご審議慎重にいただいて、可決いただきますようお願いを申し上げ、現時点での国政あるいは県政、あるいは町政に対する私見をあわせ申し述べまして、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件の同意2件、報告4件、専決処分事項の承認2件、補正予算議案2件、町道認定議案1件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、請願1件、陳情2件が提出されております。また、議員配付のみで陳情7件が提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

4 番 川野辺 達 也 君

5 番 延 山 宗 一 君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5 月 23 日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、秋山豊子さん。

〔議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇〕

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、5 月 23 日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日 6 月 10 日から 18 日までの 9 日間であります。

会期の日程ですが、初日の本日は、同意第 1 号及び第 2 号について、提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。次に、提出者から報告第 1 号から報告第 4 号について一括報告を行います。続いて、承認第 1 号及び第 2 号について、提案者から議案説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。続いて、補正予算関係の議案第 22 号及び議案第 23 号について、本日本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査をします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。次に、議案第 24 号について、提案者から議案説明の後、審議決定をします。さらに、請願第 1 号、陳情第 1 号及び第 2 号を所管の委員会に付託し、第 1 日目の議事日程を終了いたします。

第 2 日目の 11 日は、4 人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定を行います。

第 3 日目の 12 日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第 4 日目の 13 日は、産業建設生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第 5 日目の 14 日から第 8 日の 17 日までは休会とします。

最終日の 18 日は、農業委員会委員の推薦、付託された案件について、所管の委員長報告を受けた後、審議決定をいたします。

さらに、議員派遣の件と閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から18日までの9日間と決定いたしました。

○同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任について

○議長（野中嘉之君） これより提出された議案の審議に入ります。

日程第3、同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同意第1号、議案ではありますが、同意第1号であります。板倉町固定資産評価員の選任についてということで提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法の規定により、市町村長が固定資産の評価に関する知識、経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任することとされております。平成25年第2回板倉町定例議会におきまして、固定資産評価員は町長が行う価格の決定を補助する職でありますから、その指揮を受けて固定資産を適正に評価できる者として、議会の同意を得て戸籍税務課長を選任したところであります。

このたびの選任は、前戸籍税務課長の長谷川健一君、生年月日、昭和29年11月15日、住所、靱谷1501番地の17が、平成26年3月31日付で板倉町職員を退職されたことに伴い、同日付をもって辞職したい旨の願いがあり、その退職は承認をいたしたところであります。つきましては、平成26年4月1日付で同じく戸籍税務課長に異動がありましたので、その後任に現戸籍税務課長であります根岸一仁君、生年月日、昭和32年4月27日、住所、板倉1997番地の1を固定資産評価員として選任したいと思っております。そういう意味で議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上でありますので、課長等の説明はこの後ございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり、同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○同意第2号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、同意第2号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、同じく同意第2号であります。板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名のうち和田利男君が平成26年7月31日をもって任期満了となりますので、これに伴います再任の人事でございます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

和田利男君は、人格は誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通していることから、適任者として選任したいと思います。

以上、説明申し上げ、よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○報告第1号 平成25年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 平成25年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第3号 平成25年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

報告第4号 平成26年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、報告第1号 平成25年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について、日程第6、報告第2号 平成25年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について、日程第7、報告第3号 平成25年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について、日程第8、報告第4号 平成26年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について、以上4件を一括して議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく提案の理由を申し上げさせていただきます。

報告第1号から第4号までの報告事項につきましては、ただいま議長様から申されたとおりでございます。一括してご説明をさせていただきます。

初めに、報告第1号 平成25年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項により報告をするものであります。

繰り越しをいたす事業につきましては、子ども・子育て支援新システム導入事業を含む8事業であり、翌年度への繰越額の総額は1億3,486万3,000円でございます。この財源内訳といたしましては、既収入特定財源で4万円、国・県支出金で3,963万6,000円、地方債で6,620万円、一般財源で2,898万7,000円でございます。

次に、報告第2号 平成25年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により予算の繰り越しをさせていただきましたので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画を議会に報告するものであります。

報告として、平成25年度板倉町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本繰り越しにつきましては、西配水施設整備工事、県道斗合田一岩田一岡里線配水管布設がえ工事、町道1―11号線配水管布設がえ工事であります。この3つの工事に関するものであります。

初めに、西配水場施設整備工事に関しましては、使用材料の一部を特殊加工製品等へ変更したことに伴い、材料の納品に時間を要するため、工期を延長するものであります。また、県道斗合田一岩田一岡里線配水管布設がえ工事につきましては、県の道路拡幅工事の工期延長、町道1―11号線配水管布設がえ工事につきましては民間の開発工事の工期延長、2路線とも他事業の工事繰り越しに連動して、やむなく工期を延長するものであります。

繰り越しをしました予算額につきましては合計で7,660万円で、その内訳といたしましては、西配水場施設整備工事は4,560万円、県道斗合田一岩田一岡里線配水管布設がえ工事は1,400万円、町道1―11号線配水管布設がえ工事（2工区）は1,700万円でございます。なお、繰り越ししました予算額の財源には、損益勘定留保資金を補填財源として使用する予定でございます。

以上で報告第2号の報告を終わりにしたいと思います。

続いて、報告第3号 平成25年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成25年の主な事業としましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。なお、本件につきましては、町の監査委員から決算について適正に処理されている旨の報告をいただいております。

続いて、報告第4号になりますが、平成26年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご説明申し上げます。本件につきましては、町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものであります。

平成26年度の主な事業といたしましては、同じく板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

以上で報告第4号の報告といたします。

以上、第1号から第4号までの報告を一括してご説明申し上げましたが、ご了解いただきますようお願いを申し上げます。

課長の説明はございませんので、ただいまの説明が全てであります。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告第1号から報告第4号を終わります。

○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第9、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、承認第1号に対する提案の理由を申し上げます。

専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）ということであります。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、板倉町税条例におきましても改正の必要が生じたので、平成26年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

担当課長より説明を申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 根岸戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（根岸一仁君）登壇]

○戸籍税務課長（根岸一仁君） それでは、板倉町税条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴う改正となっております。主な改正についてですが、まず住民税関係では、肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例及び優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例につきまして、それぞれ3年間適用期間を延長するものです。

次に、固定資産税関係ですが、非課税の範囲が改正され、小規模保育業の用に供するもの及び認定こども園の用に供するものが非課税に追加されました。また、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に関する減税が新設となりました。この建築物は、病院、店舗、それに旅館などの不特定多数の人が利用する建築物や学校、老人ホームなどで避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建物のことで、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに所定の耐震改修を行った家屋について、固定資産税が軽減されるものです。

このほかに旧民法の法人から移行した法人等に関する地方税の特例の改正に伴う項ずれを整備するものです。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、平成26年3月31日に専決処分をさせていただきました。施行日は、同年4月1日からですが、小規模保育事業等の非課税の範囲の改正につきましては、子ども・子育て支援法の施行日からとなっております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（野中嘉之君） 日程第10、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく承認の第2号であります。専決処分事項の承認についてということでありす。

内容については、板倉町国民健康保険税条例の一部の改正に当たるところであります。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、板倉町国民健康保険税条例におきましても同じく改正の必要が生じたので、平成26年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。

細部につきましては、同じく担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 根岸戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（根岸一仁君）登壇〕

○戸籍税務課長（根岸一仁君） それでは、板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回の改正の目的ですが、中間所得層の被保険者負担に配慮した保険税の見直しと、低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るものです。まず、負担の見直しについてですが、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円に、また介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円に、それぞれこれまでよりも2万円ずつ引き上げるものです。また、保険税軽減の拡充ですが、被保険者均等割と世帯平等割を軽減する場合の世帯の所得判定基準を見直すものです。1つは、5割軽減になる世帯の所得判定については、被保険者の数のうちに世帯主を含めることとしました。また、2割軽減になる世帯の所得判定につきましては、被保険者の

数に乗すべき金額を10万円増額し、45万円としたものです。これらの改正によりまして、所得のある世帯には負担をお願いし、所得の低い世帯には負担を軽減するということが図られます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、平成26年3月31日に専決処分をさせていただきまして、施行日は同年4月1日からです。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議案第22号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

議案第23号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、議案第22号 平成26年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について、日程第12、議案第23号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第22号及び議案第23号につきましては、平成26年度各会計の補正予算でありますので、一括して説明をさせていただくところであります。

初めに、議案第22号 平成26年度の板倉町一般会計補正予算（第1号）についてということでご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,528万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億1,728万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税に2,000万円、国庫支出金に424万4,000円、県支出金に3億1,866万5,000円、寄附金に3万円、繰越金に3,774万9,000円、諸収入に459万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費に65万円、総務費に78万1,000円、民生費に822万4,000円、衛生費に32万6,000円、農林水産業費に3億7,350万3,000円、土木費に58万円、教育費に122万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上につきましては、一般会計補正予算の第1号の内容でございました。課長の説明はございません。

続いて、議案第23号 平成26年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを説明申し上げます。本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,966万5,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、繰入金に368万円を追加するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費に368万円を追加するものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げました。これにつきましても以上の説明で、課長の説明は省略をさせていただきますが、以上、22号、議案23号を一括してご説明申し上げ、ご審議をいただきますよう、そして決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第22号、議案第23号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号、議案第23号の2議案については、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議案第24号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、議案第24号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第24号 町道路線の認定についてであります。

今回認定をお願いいたします路線は、県が進めております東毛広域幹線道路、俗称国道354号バイパスが、今年の9月に全線開通することに伴い、板倉町大字板倉から大字岩田地内の旧道延長2,804.2メートルを、また県道斗合田一岩田一岡里線の拡幅整備に伴い、板倉町大字岩田地内の旧道延長120メートルを町道路線として認定するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ただいまのもので全て尽きておりますので、課長の説明はいたしませんが、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 5番、延山です。

町道1344号線なのですけれども、これについては非常に距離が長いということです。これにつきましては、役場入り口から岩田、板倉町に入るところまでなのですけれども、この町道認定になった場合、歩道の関係なのですけれども、歩道が一部高くなっている部分がある。既に大同、板倉方面は、これが普通一般いわゆ

るかさ上げなのですけれども、切り下げというのですか、そういうふうに作業が実施されて、今そのままとまっているということなのです。歩道の部分が原宿の、あと岩田の部分です。これについては工事が未整備というふうになっているわけなのですけれども、この認定をされた場合、今後そういうふうな工事についてどう進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 高瀬都市建設課長。

〔都市建設課長（高瀬利之君）登壇〕

○都市建設課長（高瀬利之君） ただいまのご質問にありました1344号線の関係でございますけれども、歩道につきましては今ある北側は歩道のフラット化を、今後土木事務所のほうに工事をやっていただきます。南側にも一部残っているところがございますけれども、車道の幅員の関係で歩道をフラット化して縁石をやると、歩く部分が少なくなるというようなことがございますので、その部分については歩道を下げるのみということで土木事務所のほうは計画をしております。北側については縁石を設けて、人が歩けるような幅を確保するというので、今現在補修の工事の発注に向けて準備をしているところでございます。補修工事につきましては、9月を目安に終了させるということで、今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） そうしますと、9月に発注ということなのですけれども、もう残された距離といたしますか、これは全行程を今回9月の発注ということで済ませる予定でしょうか。

○議長（野中嘉之君） 高瀬都市建設課長。

〔都市建設課長（高瀬利之君）登壇〕

○都市建設課長（高瀬利之君） 済みません。説明がまずかったようですけれども、9月の完成を目指してということで土木事務所のほうは進めているところです。ですから、早々に工事の発注はされるものだと思います。

以上です。

残り今現地の立ち会いをやって、修繕箇所、把握を土木事務所はしておりますので、それ全てを歩道のフラット化、また側溝のふたの改修、舗装のひび割れとか、そういったものの全体を改修する予定をいたしております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 今回の町道認定につきましては、通常と違いまして、先ほど町長の提案理由にありましたとおり、国道もしくは県道の整備に伴って管理等を町に移管するということの認定であるというふうに理解しております。

そんな中で、道路認定をする、議会が認定をした時点で、道路管理は町に移るのか。先ほどの整備がまだ済んでいないということもありますので、協定等を結んで、認定日については、管理移管日については、整備が終わった後、移管するのか。その辺がちょっと明確になっておりませんので、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

なぜかといいますと、議決日に管理を町に移管されますと、工事中もしくは問題があるところで事故等が起きた場合、道路管理者の責任ということもありますので、その責任の所在を明確にするということが大事かなというふうに思います。今回については非常に延長が長いものですから、前回の国道354号の認定も含めてどういう状況に今後なるのか、お願いをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 高瀬都市建設課長。

〔都市建設課長（高瀬利之君）登壇〕

○都市建設課長（高瀬利之君） 県が9月に国道を廃止した段階で、工事は途中でも町の管理になるのかということでございますけれども、今回旧道を町道として認定するに当たりましては、移管までに整理する事項といたしまして修繕工事、また道路台帳等の道路管理に関すること、それから用地関係に関すること、それと道路の占用物件に関する、そういった内容を整理してから引き受けるというようなことを書面で事前に取り交わしをしております。また、道路法におきましても、今現在の県であります道路管理者については、道路の廃止、また区域変更を行った場合は、1年を超えない範囲で管理をしなければならないという規定もございますので、それに沿って今のところやっておくということで考えておりますので、認定が廃止となった時点で町の管理ということにはならないと思います。また、現場も修繕工事をやっていただきますので、それが全て完了したのを確認いたしまして、引受書というのですか、そういった書類を取り交わしをして、しっかりと町のほうを受け付けるというようなことになろうかと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） そうすると、事前に町道認定は議会の議決をしておいて、1年を超えない範囲の中で、協定に基づいて移管日というのは別に定めるという理解でよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○請願第1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、請願第1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

○陳情第 1 号 町道 7 1 1 4 号線の拡幅整備について

陳情第 2 号 町道 7 1 2 0 号線の拡幅整備について

○議長（野中嘉之君） 日程第15、陳情第 1 号 町道7114号線の拡幅整備について、日程第16、陳情第 2 号 町道7120号線の拡幅整備については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前 9 時から一般質問を行います。

散 会 （午前 9 時 5 8 分）